

●香川県告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、香川県ふじみ園条例（昭和41年香川県条例第26号）第6条第2項及び香川県ふじみ園福祉ホーム条例（昭和61年香川県条例第1号）第4条第2項の規定に基づき、令和元年12月18日指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県ふじみ園及び香川県ふじみ園福祉ホーム	社会福祉法人香川県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂元3667番地	令和2年4月1日から 令和9年3月31日まで